

確 認 書

令和 年 月 日

富 士 宮 市 長

都市計画法第53条第1項の都市計画施設内における建築行為について、

富士宮市 番地に建築予定の建物の位置が、

岳南広域都市計画道路 号 線内

に入っておりますが、当該事業施行前に建築する必要があるため、事業施行

時には建築物の移動等の必要が生じる場合があることを承知のうえで建築する

ことを、ここに確認します。

住 所 _____

氏 名 _____ 印